

埼玉県屋内50m水泳場整備運営事業実施方針及び要求水準書(案)
に対する県民コメント(意見募集)の実施について

埼玉県では、「埼玉県屋内50m水泳場整備事業基本計画」に基づき、屋内50m水泳場の整備を検討しています。このたび、本事業に関する実施方針及び要求水準書(案)を策定しましたので、県民の皆様から御意見を募集します。

記

1 意見の募集期間

令和4年10月21日(金)～令和4年11月20日(日)(当日消印有効)

2 資料の入手方法

埼玉県のホームページから入手できます。

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0312/50m_pool/kennminnkomenntopool.html

また、次の窓口で閲覧・配布を行っています。

・埼玉県県民生活部スポーツ振興課(県庁本庁舎3階) Tel 048-830-6951
(平日午前8時30分から午後5時15分まで)

・埼玉県県政情報センター(県庁衛生会館1階) Tel 048-830-2543
(平日午前9時から午後5時まで)

・埼玉県の各地域振興センター・事務所

(平日午前8時30分から午後5時15分まで)

南部地域振興センター Tel 048-256-1110

南西部地域振興センター Tel 048-451-1110

東部地域振興センター Tel 048-737-1110

県央地域振興センター Tel 048-777-1110

川越比企地域振興センター Tel 049-244-1110

川越比企地域振興センター東松山事務所 Tel 0493-24-1110

西部地域振興センター Tel 04-2993-1110

利根地域振興センター Tel 048-555-1110

北部地域振興センター Tel 048-524-1110

北部地域振興センター本庄事務所 Tel 0495-24-1110

秩父地域振興センター Tel 0494-24-1110

3 意見の提出方法

(1) 記載事項

ア 個人で御提出いただく場合

住所、氏名、御意見

イ 法人、その他の団体で御提出いただく場合

主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名、御意見

※ 住所、氏名(法人等の場合は主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)は必ず記載してください。

(2) 提出方法

郵便、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で御提出してください。

電話等による口頭での御意見はお受けできませんので、御了承ください。

ア 郵便の場合

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1
埼玉県県民生活部スポーツ振興課 スポーツ施設担当あて

イ ファクシミリの場合

FAX番号 048-830-4967

ウ 電子メールの場合

メールアドレス a6940-06@pref.saitama.lg.jp

※ 郵便、ファクシミリ、電子メールのいずれの場合も、件名を「埼玉県屋内50m水泳場整備運営事業実施方針及び要求水準書（案）」としてください。

※ 御意見を提出できるのは、県内に住所を有する個人、法人、団体及び県内への通勤・通学者です。

※ 御意見については、参考様式を御利用いただくか、任意の書面により「3（1）記載事項」を記載し御提出ください。

4 意見の取扱い

(1) 提出していただいた御意見を考慮して、新たな埼玉県屋内50m水泳場整備運営事業実施方針及び要求水準書（案）を策定します。

(2) いただいた御意見の概要と、それに対する県の考え方などを公表します。（プライバシーに関する内容を除きます。）なお、類似の御意見については、まとめて公表することがありますので、御了承ください。

(3) 個々の御意見に対する個別回答や御提出いただいた書類等の返却はいたしませんので御了承ください。

5 問い合わせ先

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1
埼玉県県民生活部スポーツ振興課 スポーツ施設担当
TEL 048-830-6951（直通）
FAX 048-830-4967
E-mail a6940-06@pref.saitama.lg.jp